

投資顧問契約書兼契約締結時の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と「投資顧問契約書」を兼用しています。)

商号 株式会社 GCM
(関東財務局長(金商)第1648号)
住所 〒104-0061
東京都中央区銀座1-13-1
ヒューリック銀座一丁目ビル6階
TEL 03-6263-0131

— 契約にあたってのご注意 —

1. 禁止行為

(当社の禁止行為)

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方としてまたは顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理
 - ◇ 取引所金融商品市場における有価証券の売買または市場デリバティブ取引
 - ◇ 外国金融市場における有価証券の売買または外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引またはその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、または当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、または顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

(お客様の禁止行為)

お客様は、当社が提供した助言内容を転送したり、インターネットに掲載したり(当社助言者以外による書き込みの為の参照も含む)、紙面に複写して他者に提供する事等を含め、第三者へ開示することは一切出来ません。

2. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。クーリング・オフの適用期間内と期間外では取扱いが異なります。なお、クーリング・オフ適用期間内外を問わず、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

■ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約解除に伴う通信費（電話料金や書面返送に要する郵便料金等）はお客様にご負担いただきます。

■ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬額（当社が受領した月額報酬額及び消費税相当額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払があるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日を書面により意思表示いただき、契約を解除できます。手続きに必要な書面を当社より送付いたしますので当社までお問い合わせください。書面に必要事項を記入し当社までご返送ください。お客様のカード決済日前または口座振り込み前に契約解除のお申し出をいただいた場合は、当月を契約最終月とし情報提供は当月の最終情報提供日までといたします。カード決済終了後または口座振り込み後に契約解除のお申し出をいただいた場合は、翌月を契約最終月とし情報提供は翌月の最終情報提供日までといたします。いずれの場合も日割り精算は行いませんのでご了承ください。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

お客様と株式会社 GCM（以下「当社」といいます。）とは、お客様が当社に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービス（以下「当サービス」といいます。）を受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（投資顧問契約の締結）

お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に当サービスを行うことを承諾します。

第2条（助言の内容及び方法）

1. 当社は、国内の有価証券等の価値等またはこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、お客様に対して下記の方法により助言を行うものとします。

- ① 金融証券市場等に関するマーケットコメントを原則毎営業日（止むを得ない事情により掲載／配信を行わない日もあります）に掲載／配信します。その内容には市況情報やニュース（企業の決算発表等）に対する助言者の見解や解釈を含み、有価証券等の価値の分析またはこれらの価値の分析に基づく投資判断に該当する可能性があります。
- ② 新規公開株など特定の有価証券等の価値の分析またはこれらの価値の分析に基づく投資判断を不定期に提供します。その場合、当社の判断により1日数回掲載／配信することがあります。
- ③ 上記掲載／配信以外に、当社は個別の投資相談の提供は行いません。

2. 当サービスを提供する当社の担当者及び当社への連絡方法は、次のとおりとします。

分析等及び助言の業務を行う者：船戸 義徳

当社への連絡方法：以下の電話番号、メールアドレスにご連絡ください。

電話番号 03-6264-4466（事務手続き等）

03-6268-8811（苦情等申出先：内部管理統括責任者）

メールアドレス advice@e-gcm.jp（事務手続き等）

compliance@e-gcm.jp（苦情等申出先：内部管理統括責任者）

第3条（報酬の額及び支払いの時期・方法）

1. 本契約によりお客様が支払う報酬は月定額の報酬及び成功報酬とします。

会員の区分に応じ下表のとおりとします。

会員区分	報酬額
一般会員	月定額11,000円（消費税込） （*）成功報酬：純利益の50%
特別会員	月定額33,000円（消費税込） （*）成功報酬：純利益の20%

2. 月定額の報酬額について：

お客様は、当サービス提供に先立ち月額報酬を支払います。月定額の報酬額及び消費税相当額がお客様の利用するクレジットカードにて決済が完了、もしくはお客様が当社の指定口座に振り込みが完了した日以降翌月最終営業日まで当該報酬に対する当サービスを提供します。入金確認が当日の掲載／配信後の場合は翌営業日を掲載／配信開始日とします。口座振込に要する費用はお客様が負担するものとします。一般会員の月額報酬は、11,000円（消費税込）、特別会員の月額報酬は、33,000円（消費税込）とします。なお、情報内容は一般会員、特別会員とも同一とします。

3. (*）成功報酬について：

- ① お客様は当社の助言により得た株式売却益を当社に申告し成功報酬を支払うこととします。
- ② お客様の行った売買及び負担した税金、手数料等を当社が確認する為、お客様は自身が使用する証券会社発行の売買明細（写し）を当社に提出します。
- ③ 売却益算出は課税後を基準とし、下記数式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{成功報酬計算式} &= \{ (\text{売却時約定株価} - \text{購入時約定株価}) \times \text{売却株数} \\ &\quad - \text{株式売却益に係る税額} - \text{証券会社等に支払う売買手数料} \} \\ &\quad \times \text{成功報酬割合 (一般会員 50\%、特別会員 20\%)} \end{aligned}$$

- ④ 当社はお客様からの申告内容を確認の上報酬額を計算しお客様に対し請求します。
- ⑤ 上記にて算出されるお客様が当社に支払う報酬の額（円未満切捨て）は消費税込みとします。

4. 各報酬支払いの方法は、下記のうちお客様の選択によります。なお、支払に伴う手数料及び通信費はお客様の負担とします。

- ① クレジットカード決済
- ② 銀行振込

当社の指定する下記いずれかの銀行口座へ送金の方法により支払うものとします。

(ア) 銀行名 みずほ銀行

支店名 渋谷支店

口座番号 普通預金 1165305

口座名義 株式会社 GCM (カブシキガイシャジーシーエム)

振込名義 フリガナ氏名+電話番号下4桁 (例：ヤマダタロウ 1234)

(イ) 銀行名 ゆうちょ銀行

(ゆうちょ銀行からお振込みの場合)

記号 10120

番号 99549561

(他の金融機関からお振込みの場合)

支店名 〇一八 (読み ゼロイチハチ)

口座番号 普通預金 9954956

口座名義 株式会社 GCM (カブシキガイシャジーシーエム)

振込名義 フリガナ氏名+電話番号下4桁 (例：ヤマダタロウ 1234)

5. 会員区分は WEB 申込画面で選択した通りとします。

第4条（運用の責任等）

1. 投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様により行われるものであり、当社の助言はお客様を拘束するものではありません。
2. 当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、またはお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

第5条（契約期間）

本契約に基づく契約期間は、次のとおりとします。

契約年月日：お客様が当サービスの申し込み手続きを完了された日

※申込後、当社の審査によりご契約頂けない場合があります。

契約期間：契約日以降、お客様が月額報酬を当社に支払った日の翌月末まで

ただし、お客様が連続して、もしくは断続的に報酬額を支払う毎に支払日の翌月末まで契約が更新されます。

第6条（秘密保持）

1. 当社は、本契約に関連して知り得たお客様の財産状況その他の事情について秘密を厳守します。
2. お客様は、当サービスの内容を第三者に洩らし、または当社の承諾なくして当サービスを第三者と共有することはできません。

第7条（契約書の事項の変更）

当サービスの条件（内容、報酬額等）に異動が生じる場合は、お客様が変更事項に同意し、当社がその旨を確認した場合にのみ本契約を更新することとします。

第8条（契約外事項の協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客様と当社は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

平成31年3月1日 施行

令和元年10月1日 改定

D1905S(F1801-2)